

糸魚川市農業委員会 議事録

開催日	令和7年9月30日(火) 午前9時30分から午前10時14分
会議場所	糸魚川市役所 2階201・202会議室
出席委員	【農業委員（出席16名、欠席3名）】 ・出席委員：1番渡辺朗委員、2番片山敏隆委員、3番 大島博委員、4番恩田正平委員、5番近藤栄樹委員、6番松本秀夫委員、7番米原文明委員、8番荻野輝道委員、9番加藤政人委員、10番猪又正巳委員、12番井上二郎委員、13番齋藤 登委員、14番稲葉淳一委員、15番斉藤正機委員、17番松澤正善委員、18番松澤隆一委員 ・欠席委員：11番福田幸生委員、16番川合次夫委員、19番樋口佐登子委員 【農地利用最適化推進委員（出席要請有、出席16名、欠席2名）】 ・出席委員：1番杉倉正委員、2番加藤保委員、3番石塚明夫委員、4番原 仁志委員、5番相澤厚夫委員、6番齋藤嘉一委員、7番猪又則雄委員、8番池原栄一委員、9番山岸寛幸委員、10番田上浩和委員、11番中村芳仁委員、13番山本民男委員、14番利根川保雄委員、15番槁立 力委員、16番土澤健一委員、18番小川博嗣委員 ・欠席委員：12番池亀健一委員、17番竹内富男委員、 (以上、出席32名)
出席職員	農業委員会事務局 星野局長、井上次長、小島係長（書記）、小竹主任主査、林主査
説明等のため出席した者の職氏名	
署名委員	議長
	1番 委員
	2番 委員

会議に付した事件並びに審議事項

議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知
No.154～No.155 2件

報告第2号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願い
No.22～No.28 7件

報告第3号 農地の休耕及び増反届
No.37～No.39 3件

報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届
No.1 1件

日程第3 付議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請
No.15 1件

議案第2号 農用地利用集積等促進計画案（変更）にかかる意見
No.6 1件

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案にかかる意見
No.161～No.162 2件

議案第4号 法令遵守の申し合わせ事項
1件

日程第4 その他

1 次回農業委員会の日程

10月31日（金）9時30分開会 市役所 201・202 会議室

=====

【連絡事項】

- ① 次期委員の選出について
- ② 新潟県農業委員会大会の予告
※11月5日（水）13時～ 新潟市中央区（朱鷺メッセ）
- ③ 上中越協議会合同研修会の予告
※11月20日（木）14時～ 十日町市
（※従来と日程、会場が変わっています。）

会議の経過概要

発言者	発言要旨
議長 (米原委員)	農業委員会を開催させていただきます。 本日の欠席通告委員は、11 番福田幸生委員、16 番川合次夫委員、19 番樋口佐登子委員の3名と、農地利用最適化推進委員の12 番池亀健一委員、17 番竹内富男委員です。 定足数に達しておりますので、これから会議を開きます。 日程第1＝議事録署名委員の指名
議長	日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 私から指名させていただきますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶものあり〕 異議なしの発言がありましたので、私から指名をさせていただきます。議事録署名委員には、1 番渡辺朗委員、2 番片山敏隆委員を指名いたします。 日程第2＝報告事項
議長	<報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知> 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について2件ございます。
林主査	説明を求めます。 報告いたします。1 頁をご覧ください。 154 番下早川地区、五十原地内の3筆2,631 m²については、労力不足のため解約するものです。 155 番根知地区、根小屋地内の6筆8,014 m²については、(株)根知ライスファームから合名会社渡辺酒造店への事業譲渡に伴い、解約するものです。以上で説明を終わります。
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。

議長 小竹主任主査	〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。 <報告第2号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願い> 報告第2号 農地転用事実確認・地目変換現況証明願いについて7件でございます。 説明を求めます。
議長	報告いたします。2頁をご覧ください。 22 番糸魚川地区、京ヶ峰1丁目地内の2筆 165 m²について、現況は宅地です。 23 番上早川地区、土塩地内の1筆 23 m²について、現況は宅地です。 24 番上早川地区、土塩地内の9筆 241.5 m²について、現況は宅地です。 25 番下早川地区、四ツ屋地内の1筆 178 m²について、現況は原野です。 26 番根知地区、山口地内の1筆 136 m²について、現況は雑種地です。 27 番糸魚川地区、寺島2丁目地内の1筆 454 m²について、現況は宅地です。 28 番糸魚川地区、寺島1丁目地内の1筆 117 m²について、現況は宅地です。 以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。
議長 林主査	〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。 <報告第3号 農地の休耕及び増反届> 報告第3号 農地の休耕及び増反届について説明を求めます。 報告いたします。4頁をご覧ください。 37 番下早川地区、上覚地内の16筆 3,321 m²については、労力不足のため休耕するものです。 38 番下早川地区、五十原、東塚地内の5筆 3,467 m²については、労力不足のため休耕するものです。 39 番能生谷地区、大平寺地内の2筆 931 m²については、労力不足の

議長 片山委員	ため休耕するものです。 以上で説明を終わります。 只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 38 番下早川地区の件は、対象地が中山間地直払いの除外になっているかどうか。
林主査 議長	除外になっていることを確認済みである。 他にご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、次の報告に移ります。
議長 林主査	<報告第4号 農地の用途変更及び嵩上げ届> 報告第4号、農地の用途変更及び嵩上げ届について説明を求めます。 報告いたします。6 頁をご覧ください。 1 番上早川地区、大平地内の3筆 3,306 m²については、3筆で2枚の圃場であり、隣接する2枚の田の高さを併せて農地としての利便性の向上を図りたいものです。地図No. 1をご覧ください。申請地は農道湯川内3号線沿いの場所です。低いほうの田は盛土をし、高いほうの田は田面を削り田のレベルをあわせ、1枚の田にするものです。 以上で説明を終わります。
議長	只今の報告に対するご質問・ご意見をお受けします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしのご発言をいただきましたので、報告を終了し、日程第3の付議事項について、審議に入ります。
議長 林主査	日程第3＝付議事項 <議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請> 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について説明を求めます。 説明いたします。7 頁をご覧ください。 15 番、大野地区、大野地内の3筆 1,326 m²については、所有権移転売買です。無償での売買となります。地図No. 2をご覧ください。申

議長	請地は市道岡田横戸線の近くの場所です。譲渡人は申請地を耕作している譲受人に譲り渡したいというものです。 以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けします。 他にご意見ご質疑ありませんか。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議案第2号 農用地利用集積等促進計画案(変更)にかかる意見> 議案第2号 農用地利用集積等促進計画案(変更)について1件ございます。
林主査	事務局の説明を求めます。 説明いたします。8頁となります。 6番能生谷地区 中野口地内の2筆 1,417㎡については、家族経営の農地ですが、兄弟に耕作者の変更を行うものです。
議長	以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議案第3号 農用地利用集積等促進計画案にかかる意見> 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案について2件ございます。
林主査	事務局の説明を求めます。 説明いたします。9頁からとなります。 161番上早川地区 中川原新田地内の1筆 281㎡については、使用貸借権での契約となります。 162番糸魚川地区 上刈5丁目地内の2筆 1,720㎡については、使用貸借権での契約となります。

議長	以上で説明を終わります。 只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 ないようですので、地区担当委員のご意見をお受けいたします。 〔地区担当委員より「異議なし」の声あり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。
議長	<議案第4号 法令遵守の申し合わせ事項> 議案第4号 法令遵守の申し合わせ事項について1件ございます。 事務局の説明を求めます。
小島係長	説明いたします。10頁をご覧ください。 去る9月8日に県農業会議から通達がありまして、他県ではあるのですが、農地利用最適化推進委員による農地への不法投棄に伴う逮捕・起訴と、農業委員会事務局職員の虚偽の公文書作成の不祥事が発生したことを鑑み、その注意喚起と、今一度「法令遵守の徹底を図る」意味で、申し合わせ事項の決議を求められております。 決議文書は、10項のとおりです。 以上で説明を終わります。
議長	只今の議事に対するご質問・ご意見をお受けいたします。
片山委員	推進委員が逮捕されている案件であるが、それほど重大な案件であったのか、具体的な内容は。
小島係長	本件の詳細については、報道されている内容しか承知していない。
片山委員	しっかりと分析して、どういう内容で逮捕までに至ったのか。資料も抽象的、形式的だ。委員も委縮してしまう。
星野局長	本件は個人情報のあること、捜査機関当局の捜査に関わる部分もあるので報道以上のことが分からない状況です。 詳細は分かりませんが、今回の案件で重要なのは皆様委員が公務員であり、非常勤特別職であります。今一度、法令遵守の徹底をお願いしたいものであります。
議長	他にご質問・ご意見をお受けいたします。 〔「なし」と呼ぶものあり〕 異議なしと認め、本案件は原案のとおり承認することに決しました。

議長 小島係長	日程第4＝その他 1 次回農業委員会定例会の日程 事務局の説明を求めます。 説明いたします。次回の農業委員会のご案内です。 10月31日(金) 9時30分開会 市役所 201・202 会議室です。
議長	他にないようですので、以上で閉会といたします。慎重審議をいただき大変ありがとうございました。 以上